

## 1. 対面授業についての意見交換

- ・本学は、本年度の秋学期も原則としてオンライン授業で実施する方針を立てているが、コロナ問題の近況等を踏まえ、対面授業について緊急に検討している状況である。ただし、上記方針を受けて地方の実家に帰っている学生もいるため、急ぎよ全面的に対面授業化をすることはできない(実際、先日開催した新入生歓迎イベントに参加した新入生は、3分の1程度であった)。それでも、対面化の可能性を考える必要があり、先生方のご意見をうかがいたい。たとえば、演習科目の1~2回程度、対面授業とオンラインを併用するハイブリッド型の授業を行うことなどが考えられるかもしれない。
- ・ハイブリッド型の授業で演習を行う場合、学生の意見を共有するための録画・配信用設備が必要になるのではないかと。
- それらの整備には時間がかかるため、少なくとも9月末には間に合わない。何か工夫の余地がないかを検討しつつも、まずはオンラインでスタートすることになる。
- ・他大学でもハイブリッド型授業を実施している例があり、その実施に際しては、①施設面での手当て、②学生の入構管理・居場所確保(休み時間等)が必要になるのではないかと。
- 入構管理のような大規模なものは間に合わない。いずれにせよ、秋学期スタートまでに何らかの方針が示されると思うが、まだ学生には伝えないでほしい。
- ・対面授業に対する学生の要望はどのくらいあるのか、また、「密」にならないような教室手配は見込まれているのか。学部長会議において、学生アンケートをとり、教室などに関するシミュレーションが必要である旨の意見を出していただきたい。
- 教室手配の検討はこれからである。意見の件は、承知した。コロナの問題は、未知の点があり、リスク判断に個人差もある。
- ・演習科目などの対面化が実現した場合、懇親会の実施はどう考えたらよいか。
- 控えてほしい。

## 2. オンライン試験等について

- ・オンライン試験の方法について検討した結果を説明する。こういった方法が適するかは、授業ごとに異なるため、あくまで一例として受け止めていただきたい。試験の方法としては、①Zoomを活用する方法(Zoomで直接監督する方法)と、②Moodleを活用する方法(小テスト機能を活用する方法)がある。レポート課題の提出時期とオンライン試験が重なると学

生の負担が大きくなるため、①原則として、レポート提出期限は1月15日～25日には設定しない、②原則として、レポート課題の提示から提出まで2週間以上の期間を設けることとし、遅くとも13週目開始前には課題を提示する、という方針をとりたい。

- ・オンライン試験で学生のアクセスが集中し、システム上の支障が生じないか。
- 大学側からは、問題ないといわれている。むしろ学生側の機器に不具合が生じた場合は大学側が対処できないので、学生に適切な注意をしてほしい。先生方には、10分の小テストなどを実際にやってみることをお勧めしたい。
- ・テストのみ対面で行うことは可能か。
- これまでの経緯からしても、全体としては難しいのではないかと一応オンラインと考えておいてほしい。
- ・まず、講義は法学部学生以外の学生も履修するため、そうした学生にもガイドブックなどの法学部の文書を配布する必要がある。配布の指示を確実にいただきたい。また、ガイドブックの改訂が行われているので、学生が混乱する可能性もある。そうした混乱を防ぐため、秋学期のものとして明確に説明し配布してほしい。
- 承知した。
- ・レポート課題の提示から提出までの期間については、これまで1～2週間としていたと思うが、2週間になったと理解すべきか。また、レポート提出期限は、1月14日とか1月26日であればよいか。
- ①②の方針は、一応の目安である。レポートの内容や担当科目の試験の実施時期などを踏まえて、適宜ご判断いただきたい。
- 資料②でも「1～2週間」と記載している。在学生ガイダンスでも、レポートの分量によって異なりうることを説明する。

### 3. レポート不正行為該当性（レポート課題等検討委員会 江藤祥平先生）

- ・委員会の検討結果を資料④に沿って説明する。その主な内容は、①剽窃・盗用行為の禁止、②他人の関与（原則として、教員の特別の指示がない限り、クラスメートや外部の第三者と相談して作成することを禁止する）に分けられる。
- ・②の関与について、提供する側と提供される側という類型だけでなく、関与人数が多い場合も想定しておいた方がよい。
- ・第一に、コロナ禍でレポートのオンライン提出が増えているが、通常に戻った後も適用されることを念頭に置いた方がよい。たとえば、紙ベースでのレポート提出についてはどうすべきか。第二に、自己剽窃について心配な学生は、事前に学生に申し出ることとされているが、どの程度実効性があるか。いずれにせよ、自己剽窃はよくないというメッセージを強く出してほしい。

→1 点目については、委員会としてもだいぶ議論したが、自己剽窃を直ちに不正行為とすることは難しいという結論に至った。申し出については、春学期に学生から連絡を受けた先生もいるようであり、それなりの実効性が見込めるのではないかと考えている。

→2 点目については、通常に戻った後も、Moodle での提出を求めることで対処しうる。

・春学期に Moodle の Turnitin で 100%と出たことがあったが、それは、私の科目のレポートを間違えて他科目で提出したことが原因であった。そうしたケースもあるので、高い数字が出たときにチェックが必要である。それからもう一つ、②の関与について、学生間で多少の相談することは OK か。たとえば、テーマ設定について学生同士が話し合うといったことも禁止されるのか。

→委員会としては、「原則としては、教員の特別の指示がない限り、クラスメートや外部の第三者と相談して作成することを禁止する」としているため、挙げられた例も禁止される。それを認めてもよいと考える教員は、個別に指示を出してほしい。

#### 4. レポート不正処分基準

・委員会の検討結果を資料⑤に沿って説明する。そのポイントは、学則上の処分の対象となるレポートを定期試験に替わるものとそれに類するものに限定したこと、それ以外のレポートについては科目担当教員の裁量で対処するものとしたこと、である。

レポート不正に関与した人数も、考慮事項に加えた方がよいのではないか。

→考慮していなかったため、検討したい。

留学生も多いので、資料②の英語版を配布できないか。たとえば、学内の対応部署に翻訳してもらいなどの方法でできないか。

→履修要覧の関係個所については英語訳がある。ただ、ご指摘の点は、委員会でも検討したい。他学部の状況はどうか。

→全学統一の明確な方針はない。また、レポート不正はめったになく、対応例の蓄積も少ない。そこで今回、学生がレポート作成に当たって参照できるように、資料②（及び、資料③）を事前に配布することとし、さらに不正行為が発生した場合に備えて、処分基準を作成することとした。

#### 【資料】

① 2020 年度 法学部秋学期オンライン授業のためのガイドブック

② 法学部レポートのためのガイドブック

③ レポートの書き方(実定法科目)

④ レポート不正行為該当性

⑤ レポート不正処分基準

以上。